平成28年度 第10回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第10回江田島市農業委員会議事録

日時	平成29年1月27日 場 所 農村環境改善センター
出席委員	3 菊元 久義 12 中下 雅敏 13 為廣 明法 5 前田 榮子 14 小松 巧 6 胡子 勝弘 15 下田 滿 7 島本 俊明 16 中田 光治 8 小林 秀幸 (職務代理) 17 大段 幸雄 9 新本 昌幸 18 濵田 末夫 10 清水 正子 19 峯本 弥生 11 前城 美智男 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)
欠席委員	1 村上 浩司2 小跡 孝廣
出 席 者 総 数	出席委員19名 欠席委員 2名
その他出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝
議事録署名委員	19 峯本 弥生 20 松岡 雄二
提出議題	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第38号 民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格 証明申請について 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について 議案第40号 農地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項
	視察研修案について

平成28年度第10回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、21名中、欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを報告いたします。

それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長

失礼いたします。年が変わりまして始めてお目にかかりますので、遅ればせながら新年の挨拶を申し上げたいと思いますけれども、昨年は色々とお世話になりまして、本年も引き続きよろしくお願いします。

さて、本日の定例の総会でございますが、議案審議の後に、本年の新年会を 予定することになっております。この度7名ほど欠席されるということで、ちょっと人数が減るようなのでございますけれども、会場には新市長が挨拶に来られます。挨拶後はすぐに江田島町での所用へ行かれるということで、懇親会の場は退席するということでございますけれども、今回の総会が終わって午後5時から開会しますので、よろしくお願いします。

2 議事録署名者の指名について

議長

それでは、議事日程に基づきまして、日程第2の議事録署名者の指名につきまして連絡申し上げます。28年度第10回農業員会の議事録署名者につきましては、19番の峯本委員と、20番の松岡委員にお願いすることとし、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名します。

3 諸 報 告

議長

続きまして、日程第3の諸報告でございますが、事務局から何かございますか。

事務局長

特にありません。

議長

特別に無いようでございますが、私の方から連絡申し上げますと、1月18日に、広島県農業会議の理事会がございまして、それに出席しまして、理事の選任に同意するに至りました。人事異動で農協連の方が異動することになったので、そういう同意の為に理事会は開催されたということです。

4 議事

議長

それでは、日程第4の議事に入りたいと思いますが、議案第35号の農地法第

3 条の規定によります許可申請についてですが、私個人の申請がございますの で、この席を退席させて頂きまして、小林代理さんの方から議事の進行をお願 いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長代理

それでは、会長が退席いたしましたので、私が代わりに議事を進めて行きた いと思いますので、よろしくお願いします。

それではさっそく、議案第35号の農地法第3条の規定によります許可申請に つきまして、審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願い します。

事務局長

はい、それでは、3ページをご覧ください。

番号1。贈与人●●●●。住所、広島市____。受贈人▲▲▲▲。住所、 大柿町。所在地、大柿町大原。地番、○○番○。地目、台帳 及び現況ともに田。面積、1,885 ㎡。所在地、大柿町大原____。地番○○番。 地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,107 m²。

申請理由は贈与で、受贈人は「贈与人の希望により、受贈する」ということ でした。

議長代理

それでは、この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いた いと思います。

濵田委員

大柿町の濱田でございます。内容につきましては4ページをご覧ください。 これは市役所本庁の前に面した道路傍の農地で、市役所の反対側にある農地で す。スーパーに隣接した農地と、もう一カ所はそこからもう少し山側で上の方 の小高い場所にある畑でございます。贈与人の▲▲さんは、受贈人の●●さん の姪になります。●●さんの兄の子にあたる間柄でございます。贈与人は広島 市に居住しておりまして、もう、こちらに帰って農業をする気持ちは無いし、 管理も難しいので、この際叔父の●●さんに贈与したいということでございま す。受贈人は親戚でもありますし、皆さんもご存じのように幅広く農業をされ ておりますので、この資料のとおり農地は有効に効率的に利用されると思いま す。また、現況から見まして、周辺の農地に問題を生じることはないと思いま す。以上のような状況でございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思 います。

小松委員 はい、大柿町の小松です。今後の農業委員の審議の参考にしたいと思います が、この畑では作物を栽培することを予定していますよね。いままでもこうい った案件がありましたが、植えるまでの予定期間とは、あくまでも予定という だけでありますが、事務局として目安の機関はあるのですか。異議はありませ んが、ただ、参考にしたいです。

事務局長

現状では、後追いでの確認というのは、現実では出来ていませんので、本来 は申請があってから、1年以内には申請どおりにしていただくというのはある

とは思いますが、実際に申請どおりにその作物を植えられているかどうかとい うのは確認ができていないというのが現状です。

小松委員

はい、分かりました、以上です。

議長代理

他に異議はございませんか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長代理

では、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議なしの声あり。

議長代理

それでは、全員、許可することに異議が無いということでございますので、 許可といたします。

議長

では、議案第36号の農地法第4条の規定によります許可申請につきまして、 審議に入りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい。7ページをご覧ください。

番号 1。申請人●●●●。住所、広島市____。所在地、江田島町中央___。 地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、125 ㎡。

申請理由は、「木造2階建の駐車場付き共同住宅を建設するため」で、建物面積は、61.4 m。駐車場2区画です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

大段委員

はい、江田島町の大段です。●●さんに電話をして確認したところ、今回申請は、許可が下り次第、ここにアパートを建てますということだそうです。江田島市にはまだ母親が居るということですが、高齢で畑を作るということもしないので、荒らすようなら、この畑を使いたいということでした。 道路のすぐ近くで、建てようと思えばすぐにできると思います。よろしくお願いします。

議長

はい、この1番の案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしのあり。

議長

それでは、ないようでございますので、この案件につきまして許可すること に異議ございませんか。 委員

異議なしの声あり。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、許可といたします。

以上で議案第36号の農地法4条の審議を終わりまして、続きまして、議案第37号の農地法第5条の規定によります許可申請につきまして、審議にはいりたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長

なお、番号9の案件につきましては、1月24日付けで取下書が提出されましたので、審議の対象を外していただきます。取下げの理由は、契約の締結が困難となったということでした。

11ページをご覧ください。番号1は、11月に取下げになった案件の再度出されてきたものです。

番号1、譲渡人●●●●。住所、広島市____。譲受人▲▲▲▲。住所、 大柿町____。所在地、大柿町大君____。地番、○○番○。地目、台 帳及び現況ともに畑。面積、48 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況とも に畑。面積、78 ㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「会社の隣地であり、敷地を拡張するため、宅地と一括で譲り受ける」ということだそうです。以上で説明を終わります。

議長

はい、この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

胡子委員

大柿町の胡子です。さきほど、事務局長から説明がありましたように、●● さんは前回申請されていたのですが、前回聞取りをした際に、手続が確実でないかもしれないという話になり、取り下げたいという話になりました。今回は、●●さんに直に今回の申請は間違いないことを確認しております。また、譲受人の▲▲さんにも電話で確認させてもらったのですが、こちらもそういう風に申請しているということでありましたので、間違いないと思います。よろしくお願いします。

議長

▲▲さんが購入するということですよね。

胡子委員

はい、駐車場にしたいということです。

議長

はい、それでは、この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

無いようでございますので、この1番の案件につきまして許可することに異 議ございませんか。 委員

異議なしの声あり。

議長

許可することに、全員が異議無いということでございますので、この1番の 案件につきましては、許可といたします。次お願いします。

事務局長

はい、それでは、番号2から番号7については、平成28年1月20日付けで一時転用許可を出していた案件で、この度は、◆◆◆◆の職員用駐車場として転用申請が出されたものです。同一の案件ですので、一括でご説明させて頂きます。

番号 2、貸人●●●●。住所、能美町__。借人▲▲▲▲。住所、大柿町__。所在地、能美町中町__。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、2.1 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、6.33 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、188 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、437 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、437 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、5.45 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、265 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、273 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、66 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、66 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、66 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、99 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」 ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。 つづきまして12ページをご覧ください。

番号 3。貸人■■■■。住所、能美町____。借人▲▲▲▲。住所、大柿町___。所在地、能美町中町___。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1539 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、5.71 ㎡。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、18 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、263 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、19 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として、借り受ける」 ということだそうです。駐車台数は、全体で 182 台、賃借期間は 20 年間です。 つづきまして番号 4。

貸人▼▼▼。住所、能美町___。借人▲▲▲。住所、大柿町___。 所在地、能美町中町___。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。 面積、498 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、3.50 ㎡。 申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」 ということだそうです。駐車台数は、全体で182台、賃借期間は20年間です。 つづきまして番号5。

貸人◇◇◇。住所、広島市____。借人▲▲▲。住所、大柿町____。 所在地、能美町中町____。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。 面積、439 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」

	ということだそうです。駐車台数は、全体で 182 台、賃借期間は 20 年間です。 つづきまして、13 ページをご覧ください。 番号 6。貸人持分 2 分の 1 ▼ ▼ ▼ 。住所、能美町。持分 1/2 ◇ ◇ ◇ 。住所、広島市。借人 ▲ ▲ ▲ 。住所、大柿町。所在地、能美町中町。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、23 ㎡。 申請理由は賃貸借で、借人は「◆ ◆ ◆ ◆ の職員用駐車場として借り受ける」ということだそうです。駐車台数は、全体で 182 台、賃借期間は 20 年間です。つづきまして、番号 7。貸人持分 3 分の 1 ■ ■ ■ 。住所、能美町。持分 3 分の 1 ▼ ▼ ▼ 。住所、能美町。持分 3 分の 1 ▼ ▼ ▼ 。住所、能美町。持分 3 分の 1 ◇ ◇ ◇ 。住所、広島市。借人 ▲ ▲ ▲ 。住所、大柿町。所在地、能美町中町。地番、○○番○。地目、台帳、田。現況、畑。面積、324 ㎡。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、63 ㎡。申請理由は賃貸借で、借人は「◆ ◆ ◆ ◆ の職員用駐車場として借り受ける」
	ということだそうです。駐車台数は、全体で 182 台、賃借期間は 20 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	はい、では、この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと 思います。
爲廣委員	はい、能美町の爲廣です。●●さん、■■さん、▼▼さん、◇◇さん、と▲ ▲へ電話しまして、内容を確認しました。いずれも、この申請のとおりですという返事ではあったのですが、貸人は20年貸すということになっていますけれども、実際は10年で契約するということを聞きました。ただ、どちらであっても途中で変更はできるので、この期間のことだけが、この通りではないということであります。その他は、申請のとおりでございますので、問題ないかと思いますのでご審議お願いします。
議長	はい、それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。
小松委員	はい、これもまた事務局に聞くのですが、法人の代表者と、個人の購入者の 場合に、申請する時には生存していても、申請した後には死んでいたらどうな るんですか。
事務局長	法人の代表者などが、申請時点で亡くなられていた場合は、その申請自体は 無効になるということなのですが、法人代表者名まで入っての申請になってお りますので、申請後に法人代表者が亡くなった場合は、申請自体は有効という

ことになっております。で、その後、定款等で役員の変更等を行うのがいつの 時期になるのかというのは定かではないので、農業委員会としては、変更の申 請が出てくれば、変更されたもので許可を出します。変更の申請がなければそ

のままです。そういう対応をするということを県の方で確認しております。

個人の場合は、不可ということですよね。 小松委員

事務局長 個人であっては、申請自体が無かったことになってしまいます。

はい、分かりました、今後に生かします。 小松委員

他に、ご質問はございませんか。 議長

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 無いようでございますので、この2番から7番までの案件につきまして許可 することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長 では、全員可することに全員異議が無いということでございますので、許可 といたします。次お願いします。

はい、14ページをお開きください。こちらも◆◆◆◆の関連です。 事務局長

> 番号 8、貸人●●●●。住所、能美町____。借人▲▲▲▲。住所、大柿 町_____。所在地、能美町中町____。地番、○○番○。地目、台帳、 田。現況、畑。面積、1094 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。 面積、444 ㎡。

申請理由は賃貸借で、借人は「◆◆◆◆の職員用駐車場として借り受ける」 ということだそうです。駐車台数は、57台、賃借期間は20年間です。

ご審議をお願いします。以上で説明を終わります。

議長 はい、それでは、この8番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を 伺いたいと思います。

はい、大柿町の爲廣です。▲▲さんの奥さんが出られましてお話ししました。 爲廣委員 申請通りということでよろしくお願いします。以上です。

議長 はい、それでは、この案件について、何かご意見、ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声あり。

無いようでございますので、この8番の案件につきまして許可することに異 議長 議ありませんか。

委員 異議なしの声あり。

議長

では、全員可することに全員が異議は無いということでございますので、許可といたします。以上で議案第37号の農地法5条の審議を終わります。続いて、議案第38号に移ります。

事務局長

それでは、29ページをご覧ください。

番号 1。申請人住所、広島市____。氏名●●●。所在地、江田島町切申___。地番、○○番○。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積 261 ㎡。申請理由は、「建設資材置き場として隣地と一体で活用するため」ということです。開札年月日は平成 29 年 2 月 17 日です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、それでは、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

島本委員

江田島町切串の島本です。本件につきましては、先般●●さんに電話で確認をいたしました。場所は江田島町切串の最後のトンネルを出てすぐ右側です。 以前は建設会社が事務所、倉庫、資材置場として、一体で使用していたところですが、その中の一部が農地のまま、使用されていたようでございます。一昨年に建設会社が倒産しまして、今回●●さんが事務所、倉庫、資材置場として、一体で利用するために、入札に参加するとのことで、そのために、適格証明書が必要ということでございました。なお、後日、農地転用の申請をされる予定だということでしたので、よろしくお願いいたします。

議長

本件について、ご意見、ご質問ございますか。

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

無いようでございますので、この件につきまして、適格だということで、申請とおり受理するということでいいですか。

委員

異議なしの声あり。

議長

はい、それでは、そのように事務処理をさせていただきます。それでは次を お願いします。

事務局長

それでは、35ページをご覧ください。4件ありますので続けてご説明させていただきます。番号1と番号2は同一人同士ですので合わせて説明させて頂きます。

番号1と番号2は同一人同士ですので、あわせて説明させていただきます。 利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉____。現況地目、畑。面積、 487 ㎡。利用権を設定する農用地、大字、沖美町三吉____。現況地目、畑。 面積、1,232 ㎡。

利用権を設定する者。住所・氏名、沖美町。●●●●亡き■■■■

分。権利の種類、賃貸借。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市中区大 手町四丁目2番16号、広島県森林整備、農業振興財団、理事長、寶来伸夫。設 定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成 29 年 2月1日。終期、平成34年1月30日。期間は4年11か月です。新規の案件で す。

番号 3。利用権を設定する農用地、大字、能美町鹿川 。現況地目、 田。面積、360 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町 。◆◆ ◆◆。権利の種類、使用貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、能美 町 。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、解除条件付使用貸借 権。利用権の内容、果樹。始期、平成 29 年 2 月 1 日。終期、平成 49 年 1 月 31 日。期間は20年です。新規の案件です。

番号 4。利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長____。現況地目、 田。面積、1,736 m²。利用権を設定する者。住所・氏名、広島市_ ▼▼▼▼。権利の種類、賃貸借権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、沖美 町・・・・。◇◇◇◇。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権 の内容、果樹。始期、平成 29 年 2 月 1 日。終期、平成 31 年 12 月 31 日。期間 は2年11か月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長

はい、それでは、1 番と 2 番は一緒の案件のようですので、沖美町の関係農 業委員さん説明いただけますか。

清水委員

ちょうど、偶然に 2、3 日前に、川のほうにある畑を綺麗にしていましたので、 おそらくその場所が今回の申請がでている案件の農地ではないかと思うんです けれども。

議長

私の方からお話しするのも悪いんですが、従来●●さんは、畑を大柿町でサ ツマイモを作っている方に貸しているんです。そして、この度、その畑を農地 中間管理機構へ農地を貸し出すということにして、今度は中間管理機構のほう から、その方へ貸付をして、従来通りのサツマイモを作らせるということであ ると、担当の方から聞いておりました。

事務局長

すみません、一つ説明を漏らしておりました。広島県森林整備・農業振興財 団というのは、一般的に言われている農地中間管理機構のことでありまして、 農地中間管理機構を利用して、●●さんが農地を貸し出すという手続をされる というのが、この集積計画に載っています。で、次の案件で、この●●さんの 農地を借りるというものが、次の議案に出ておりますので、そのように対にな って出てきております。で、場所は、ダムのすぐ下の肥料とかを貯めているす ぐ裏で、前々から、△△という会社をされている方がサツマイモをずっと作ら れていたところです。

本件について、何か、ご意見、ご質問ございますか。

議長

委員

意見・質問なしの声あり。

議長

それでは、3番の案件で、松岡委員さん説明いただけますか。

松岡委員

はい、能美町の松岡です。ここは、鹿川の大矢のミカン山の隣なんですけれ ども、◆◆さんと▲▲さんは甥、叔父さんの関係になります。まあ、親戚関係 ですね、▲▲さんにお会いしたときに聞いんですが、すでにオリーブを購入さ れて準備されているそうです。それを植えたいんだということらしいです。解 除条件付き貸借ではありますので、何かありましたらすぐに対処しますという ことでした。以上です。

議長

はい、では4番について、関係農業委員さんお願いします。

菊元委員

はい、沖美町是長の菊元です。▼▼さんは電話をしましたら出ませんでした ので、この方の弟に尋ねたら、そういうような許可をしたという話になりまし た。こちらの◇◇さんは、こちらもまた連絡がとれませんでした。

事務局長

◇◇さんはですね、オリーブを普及するために働かれている方で、自分でも オリーブを実際に植えてみたいということで、この度農地を借りたいんだとい うことでした。

菊元委員

広島市の方から通っているんですか。

事務局長

いえ、ブルービーチの方に住まわれているのですが、この1ヶ月くらいです ね、小豆島へ研修に行かれていました。

菊元委員

それで、いなかったのですね。

事務局長

はい、そうです。

議長

はい、ではそのような状況で、この4件の提案をしたわけでございますが、 これも市長部局からの決定の依頼ですので、以上説明をしたとおり異議が無い ということで回答してよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声あり。

議長

はい、それでは、この4つの案件につきましては、適当であるとして、答申 をします。

では続きまして、議案第 40 号の農用地利用配分計画原案の意見聴取につい て、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい、45ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきました、農用地利用集積計画の1番と2番の案件を、農地中間管理機構が借り受けたものを、今度は、貸すというものに対しての意見を求められているものです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●。住所、大柿町___。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、寶来伸夫。住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。沖美町三吉___。現況地目、畑。登記面積 487 ㎡。沖美町三吉___。現況地目、畑。登記面積 1232 ㎡。種類、賃借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 34 年 1 月 30 日。これは、農地中間管理事業を利用して農地中間管理機構から農地を借り受ける案件です。

以上で説明を終わります。ご意見をお願いします。

議長

はい、先ほど、強化法の案件でも若干説明したのですが、この案件につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。

中下委員

この賃借権の値段設定は、どういった根拠ですか。

事務局長

一応産業企画の方で、地域の相場というのを調べて、それを農地中間管理機構の方へ出して、決定をされているということです。ただ、相場というものがはたしてあるのかないのかということは、私どももよくそういうご質問を受けるのですが、実際に相場というものがいくらなのかと言われると、ハッキリとしたものは持ち合わせてないのですが、

議長

従来ですね、農業委員会が標準小作料を決定をしたという時代もあったのですが、最近は、小作料設定は無くても、大きい農業委員会の方で広島県農業会議が小作料設定の事情徴収をしているようですので、そうした、県の標準というようなものはあるかと思います。そういうものと、地域の実態を踏まえて、この機構は値段を設定したんだろうと思います。きめ細かい点につきましては、先ほど事務局長の説明のとおりということであります。これが標準だという決定事項は無いように思いますが、地理的な条件が便利が良いとか悪いとかというようなことも含めて、色々と課題も多いんですがね。一応、そういう県の農業会議の標準などを参考にしながら、設定したのかなという思いがあります。

大段委員

この江田島市だと、一反1万円かというような話は聞きますが。

中下委員

高くて1万円ですかね。

事務局長

それが上限のようなところはありますね、

中下委員

今日欠席されている委員さんで一反 10 万円というのが過去に聞いた中で最高額ですね。

議長

そうですね、これがまた、当人同士の契約ですよね、いくらでないと貸さな

いとか、どうしてもそこを借りたいという事情がありますよね。以前に農業委員会が決めていた、標準小作料というのは、低くても高くても、標準というものがあって、高ければ、なるべくそれを下げるようにしていた時代があったので、今回のような案件については、こうした団体が、情報収集して決めたものかと思っているところです。

中下委員 分かりました。

議長
それでは、他にご意見、質問などはございませんか

委員 意見・質問なしの声あり。

議長 それでは、この市長から照会の来た案件につきましては、異議はないという ことでよろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

議長 それでは、そのように事務処理をさせていただきます。以上で議事の審議は 終わります。

5 協議事項

議長 えーと、続きまして、日程第5の協議事項に入りたいと思いますが、事務局 長からお願いします。

事務局長 ・視察研修案について

議長では、この辺りで閉会といたします。ご苦労でございました。